事業活性化支援資金取扱要領

この要領は、山梨県商工業振興資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）に規定する事業活性化支援資金（事業促進融資、小規模企業サポート融資、小規模企業強化融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、新分野進出支援融資、成長やまなし応援融資、企業立地促進融資）について、必要な事項を定める。

事　業　促　進　融　資

1　要綱別表１の資金使途関係

使途区分	資　金　対　象
設備資金 運転資金	事業運営に必要な資金

2　提出書類

(1)　信用保証協会の保証を必要とする場合

○　設備資金

区　　分	部　　数	備　　考
借入申込書	３部 ［保、商、金］	様式№1
財務書類	３部 ［保、商、金］	直近の決算書
診査書	２部 ［保、金］	商工会議所又は商工会が作成したもの 様式№3
見積書	２部 ［保、金］	
証明書	１部 ［保］	建築基準法等により許認可を必要とする場合、関係省庁の発行したもの
承諾書	１部 ［保］	新築、増改築する店舗等が借家、借地の場合、所有者が作成したもの
許認可等の写し	１部 ［保］	許認可等が必要な業種の場合
納税証明書 （未納の税額のないことの証明書）	１部 ［保］	総合県税事務所長が発行したもの

○　運転資金

区　　分	部　　数	備　　考
借入申込書	３部 ［保、商、金］	様式№1
財務書類	３部 ［保、商、金］	直近の決算書
診査書	２部 ［保、金］	商工会議所又は商工会が作成したもの 様式№3
許認可等の写し	１部 ［保］	許認可等が必要な業種の場合
納税証明書 （未納の税額のないことの証明書）	１部 ［保］	総合県税事務所長が発行したもの

⑵　信用保証協会の保証を必要としない場合

⑴の表中の「保」（信用保証協会）を、「県」（産業振興課）と読み替えて提出すること。

※　［　］内は、書類の保管機関であり、略号は、商は「商工会議所又は商工会」、金は「金融機関」、保は「保証協会」である。

※　上記の提出書類のほか、必要によって県が指示する書類の提出が必要となる。

※　信用保証協会の保証を必要とする場合、上記提出書類のほか、信用保証協会所定の書類の提出が必要となる。

※　中小企業信用保険法第２条第１項第６号に規定する特定非営利活動法人の場合、上記提出書類のほか、特定非営利活動促進法第28条に規定する書類（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面）の提出が必要となる。

小規模企業サポート融資

1　要綱別表１の融資対象関係

要綱別表１の融資対象で「別に定める要件」とは、次の要件に該当するものをいう。

本融資申込額と既存の保証協会の保証付き融資残高（根保証・当座貸越等は限度額）との合計が 2,000 万円以下であること。

2　要綱別表１の資金使途関係

使途区分	資　金　対　象
設備資金 運転資金	事業運営に必要な資金

3　対象保証制度

本融資は、小口零細企業保証制度（国の全国統一保証制度）の対象である。

4　貸付形式

証書貸付、手形貸付及び手形割引形式（根保証等極度設定のある貸付形式を除く。）に限る。

5　提出書類

○　設備資金

区　　分	部　　数	備　　考
借入申込書	３部 ［保、商、金］	様式№1
財務書類	３部 ［保、商、金］	直近の決算書
診査書	２部 ［保、金］	商工会議所又は商工会が作成したもの 様式№3
見積書	２部 ［保、金］	
証明書	１部 ［保］	建築基準法等により許認可を必要とする場合、関係省庁の発行したもの
承諾書	１部 ［保］	新築、増改築する店舗等が借家、借地の場合、所有者が作成したもの
許認可等の写し	１部 ［保］	許認可等が必要な業種の場合
納税証明書 （未納の税額のないことの証明書）	１部 ［保］	総合県税事務所長が発行したもの

○　運転資金

区　　分	部　　数	備　　考
借入申込書	3部 ［保、商、金］	様式№1
財務書類	3部 ［保、商、金］	直近の決算書
診査書	2部 ［保、金］	商工会議所又は商工会が作成したもの 様式№3
許認可等の写し	1部 ［保］	許認可等が必要な業種の場合
納税証明書 （未納の税額のないことの証明書）	1部 ［保］	総合県税事務所長が発行したもの

※　［　］内は、書類の保管機関であり、略号は、商は「商工会議所又は商工会」、金は「金融機関」、保は「保証協会」である。

※　上記の提出書類のほか、必要によって県が指示する書類の提出が必要となる。

※　信用保証協会の保証を必要とする場合、上記提出書類のほか、信用保証協会所定の書類の提出が必要となる。

小規模企業強化融資

1　要綱別表１の資金使途関係

使途区分	資金対象
設備資金 運転資金	事業運営に必要な資金

2　提出書類

(1)　信用保証協会の保証を必要とする場合

○　設備資金

区　　分	部　　数	備　　考
借入申込書	３部 ［保、商、金］	様式№1
財務書類	３部 ［保、商、金］	直近の決算書
診査書	２部 ［保、金］	商工会議所又は商工会が作成したもの 様式№3
見積書	２部 ［保、金］	
証明書	１部 ［保］	建築基準法等により許認可を必要とする場合、関係省庁の発行したもの
承諾書	１部 ［保］	新築、増改築する店舗等が借家、借地の場合、所有者が作成したもの
許認可等の写し	１部 ［保］	許認可等が必要な業種の場合
納税証明書 （未納の税額のないことの証明書）	１部 ［保］	総合県税事務所長が発行したもの

○　運転資金

区　　分	部　　数	備　　考
借入申込書	３部 ［保、商、金］	様式№1
財務書類	３部 ［保、商、金］	直近の決算書
診査書	２部 ［保、金］	商工会議所又は商工会が作成したもの 様式№3
許認可等の写し	１部 ［保］	許認可等が必要な業種の場合
納税証明書 （未納の税額のないことの証明書）	１部 ［保］	総合県税事務所長が発行したもの

⑵　信用保証協会の保証を必要としない場合

⑴の表中の「保」（信用保証協会）を、「県」（産業振興課）と読み替えて提出すること。

※　［　］内は、書類の保管機関であり、略号は、商は「商工会議所又は商工会」、金は「金融機関」、保は「保証協会」である。

※　上記の提出書類のほか、必要によって県が指示する書類の提出が必要となる。

※　信用保証協会の保証を必要とする場合、上記提出書類のほか、信用保証協会所定の書類の提出が必要となる。

※　中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する特定非営利活動法人の場合、上記提出書類のほか、特定非営利活動促進法第 28 条に規定する書類（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所を記載した書面）の提出が必要となる。

起 業 家 支 援 融 資

1　要綱別表１の融資対象関係

要綱別表１の融資対象で「別に定める要件」とは、県内で新たに中小企業者として創業するもので、次のいずれかに該当するものをいう。

(1)　事業を営んでいない個人が、1 月以内（産業競争力強化法第 2 条第 29 項第 1 号の認定特定創業支援等事業（以下、「認定特定創業支援等事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては 6 月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。

(2)　事業を営んでいない個人が、2 月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては 6 月以内）に新たに会社を設立し当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。

(3)　中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立し当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。

(4)　事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後 5 年を経過していないもの。

(5)　事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後 5 年を経過していないもの。

(6)　中小企業者である会社が新たに中小企業者である会社を設立した会社であって、その設立の日以後 5 年を経過していないもの。

(7)　(4) に該当する創業者であって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日以降 5 年を経過していないとして、産業競争力強化法第 2 条第 29 項 4 号に掲げる創業者とみなされるもの（産業競争力強化法第 129 条第 2 項）。

2　要綱別表１の資金使途関係

使途区分	資金対象
設備資金 運転資金	創業又は事業運営に必要な資金。ただし、土地取得及び新会社設立のための資本金（株式取得資金）は、対象としない。

3　要綱別表１の期間関係

要綱別表１の期間で「別に定める要件」とは、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合をいう。

4　対象保証制度

(1)　本融資は、創業関連保証制度及びスタートアップ創出促進保証制度（国の全国統一保証制度）の対象である。

(2)　要綱別表１の担保・保証人で「別に定める要件」とは、スタートアップ創出促進保証制度の申込を行う場合とする。

なお、スタートアップ創出促進保証制度の申込受付時点において税務申告１期未終了の創業者にあっては創業資金総額の１／１０以上の自己資金を有していることを要する。

5　提出書類

○　設備資金

区　　分	部　　数	備　　考
借入申込書	３部 ［保、商、金］	様式№1
創業（事業）計画書	３部 ［保、商、金］	様式№11 相当する商工会・商工会議所の様式でも可
財務書類	３部 ［保、商、金］	事業開始後２年を経過している場合、直近２期の決算書（事業開始後１年以上２年未満の場合は直近期）
診査書	２部 ［保、金］	商工会議所又は商工会が作成したもの。なお、製造業者の場合は、やまなし産業支援機構の作成したものも可 様式№3
見積書	２部 ［保、金］	
設計図・カタログ等	１部 ［保］	
証明書	１部 ［保］	建築基準法等により許認可を必要とする場合、関係官庁の発行したもの
承諾書	１部 ［保］	改装する店舗等が借家、借地の場合、所有者が作成したもの
許認可等の写し	１部 ［保］	許認可等の必要な業種の場合
納税証明書 （未納の税額のないことの証明書）	１部 ［保］	総合県税事務所長が発行したもの

○　運転資金

区　　分	部　　数	備　　考
借入申込書	３部 ［保、商、金］	様式№1
創業（事業）計画書	３部 ［保、商、金］	様式№11 相当する商工会・商工会議所の様式でも可
財務書類	３部 ［保、商、金］	事業開始後２年を経過している場合、直近２期の決算書（事業開始後１年以上２年未満の場合は直近期）
診査書	２部 ［保、金］	商工会議所又は商工会が作成したもの。なお、製造業者の場合は、やまなし産業支援機構の作成したものも可 様式№3
許認可等の写し	１部 ［保］	許認可等の必要な業種の場合

納税証明書 （未納の税額のないことの証明書）	１部 ［保］	総合県税事務所長が発行したもの

※　［　］内は、書類の保管機関であり、略号は、商は「商工会議所、商工会又はやまなし産業支援機構」、金は「金融機関」、保は「保証協会」である。

※　上記の提出書類のほか、必要によって県が指示する書類の提出が必要となる。

※　信用保証協会保証を必要とする場合、上記提出書類のほか、信用保証協会所定の書類の提出が必要となる。

６　その他

スタートアップ創出促進保証制度において、金融機関は次のとおり創業者に対する責務を全うし、保証協会へ報告するものとする。

⑴　金融機関は、創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則３年目及び５年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者より「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」（以下「ガバナンスチェックシート」という。）の提出を受けるものとする。

⑵　金融機関は、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する４月又は１０月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを信用保証協会に提出するものとする。

なお、金融機関が提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。

（女性・若者・シニア支援枠）

1　要綱別表１の融資対象関係

要綱別表１の「別に定める要件」とは、女性、若者（融資申込み時点で 34 歳以下のものをいう）、シニア（融資申込み時点で 55 歳以上のものをいう）のいずれかが県内で新たに中小企業者として創業する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。

(1)　事業を営んでいない個人が、1 月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては 6 月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。

(2)　事業を営んでいない個人が、2 月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては 6 月以内）に新たに会社を設立し当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。

(3)　事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後 5 年を経過していないもの。

(4)　事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後 5 年を経過していないもの。

(5)　(3) に該当する創業者であって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日以降 5 年を経過していないとして、産業競争力強化法第 2 条第 29 項 4 号に掲げる創業者とみなされるもの（産業競争力強化法第 129 条第 2 項）。

※　会社の場合は、会社設立時（(5)に該当する者にあっては当該事業を開始した日）から継続して女性、若者、シニアが代表者である場合に限る。

2　要綱別表１の資金使途関係

使途区分	資金対象
設備資金 運転資金	創業又は事業運営に必要な資金。ただし、土地取得及び新会社設立のための資本金（株式取得資金）は、対象としない。

3　要綱別表１の期間関係

要綱別表１の期間で「別に定める要件」とは、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合をいう。

4　対象保証制度

(1)　本融資は、創業関連保証制度及びスタートアップ創出促進保証制度（国の全国統一保証制度）の対象である。

(2)　要綱別表１の担保・保証人で「別に定める要件」とは、スタートアップ創出促進保証制度の申込を行う場合とする。

なお、スタートアップ創出促進保証制度の申込受付時点において税務申告１期未終了の創業者にあっては創業資金総額の１／１０以上の自己資金を有していることを要する。

5　提出書類

○　設備資金

区　　分	部　　数	備　　考
借入申込書	3部 ［保、商、金］	様式№1
女性、若者又はシニアであることの証明	3部 ［保、商、金］	公的な証明書類に限る 写しでも可
創業（事業）計画書	3部 ［保、商、金］	様式№11 相当する商工会・商工会議所の様式でも可
財務書類	3部 ［保、商、金］	事業開始後２年を経過している場合、直近２期の決算書（事業開始後１年以上２年未満の場合は直近期）
診査書	2部 ［保、金］	商工会議所又は商工会が作成したもの。なお、製造業者の場合は、やまなし産業支援機構の作成したものも可 様式№3
見積書	2部 ［保、金］	
設計図・カタログ等	1部 ［保］	
証明書	1部 ［保］	建築基準法等により許認可を必要とする場合、関係官庁の発行したもの
承諾書	1部 ［保］	改装する店舗等が借家、借地の場合、所有者が作成したもの
許認可等の写し	1部 ［保］	許認可等の必要な業種の場合
納税証明書 （未納の税額のないことの証明書）	1部 ［保］	総合県税事務所長が発行したもの

○　運転資金

区　　分	部　　数	備　　考
借入申込書	3部 ［保、商、金］	様式№1
女性、若者又はシニアであることの証明	3部 ［保、商、金］	公的な証明書類に限る 写しでも可
創業（事業）計画書	3部 ［保、商、金］	様式№11 相当する商工会・商工会議所の様式でも可
財務書類	3部 ［保、商、金］	事業開始後２年を経過している場合、直近２期の決算書（事業開始後１年以上２年未満の場合は直近期）
診査書	2部 ［保、金］	商工会議所又は商工会が作成したもの。なお、製造業者の場合は、やまなし産業支援機構の作成したものも可 様式№3
許認可等の写し	1部 ［保］	許認可等の必要な業種の場合

納税証明書 （未納の税額のないことの証明書）	１部 ［保］	総合県税事務所長が発行したもの

※　［　］内は、書類の保管機関であり、略号は、商は「商工会議所、商工会又はやまなし産業支援機構」、金は「金融機関」、保は「保証協会」である。

※　上記の提出書類のほか、必要によって県が指示する書類の提出が必要となる。

※　信用保証協会保証を必要とする場合、上記提出書類のほか、信用保証協会所定の書類の提出が必要となる。

６　その他

スタートアップ創出促進保証制度において、金融機関は次のとおり創業者に対する責務を全うし、保証協会へ報告するものとする。

⑴　金融機関は、創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則３年目及び５年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者より「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」（以下「ガバナンスチェックシート」という。）の提出を受けるものとする。

⑵　金融機関は、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する４月又は１０月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを信用保証協会に提出するものとする。

なお、金融機関が提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。

（移住者支援枠）

1　要綱別表１の融資対象関係

要綱別表１の「別に定める要件」とは、移住者（融資申込み時点で山梨県内に移住後５年を経過していないものをいう）が県内で新たに中小企業者として創業する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。

⑴　事業を営んでいない個人が、１月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては６月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。

⑵　事業を営んでいない個人が、２月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては６月以内）に新たに会社を設立し当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。

⑶　事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後５年を経過していないもの。

⑷　事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後５年を経過していないもの。

⑸　⑶に該当する創業者であって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日以降５年を経過していないとして、産業競争力強化法第２条第29項４号に掲げる創業者とみなされるもの（産業競争力強化法第129条第２項）。

※　会社の場合は、会社設立時（⑸に該当する者にあっては当該事業を開始した日）から継続して移住者が代表者である場合に限る。

2　要綱別表１の資金使途関係

使途区分	資金対象
設備資金 運転資金	創業又は事業運営に必要な資金。ただし、土地取得及び新会社設立のための資本金（株式取得資金）は、対象としない。

3　要綱別表１の期間関係

要綱別表１の期間で「別に定める要件」とは、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合をいう。

4　対象保証制度

⑴　本融資は、創業関連保証制度及びスタートアップ創出促進保証制度（国の全国統一保証制度）の対象である。

⑵　要綱別表１の担保・保証人で「別に定める要件」とは、スタートアップ創出促進保証制度の申込を行う場合とする。

なお、スタートアップ創出促進保証制度の申込受付時点において税務申告１期未終了の創業者にあっては創業資金総額の１／１０以上の自己資金を有していることを要する。

5　提出書類

○　設備資金

区　　分	部　　数	備　　考
借入申込書	3部 ［保、商、金］	様式№1
移住者であることの証明	3部 ［保、商、金］	公的な証明書類に限る 写しでも可
創業（事業）計画書	3部 ［保、商、金］	様式№11 相当する商工会・商工会議所の様式でも可
財務書類	3部 ［保、商、金］	事業開始後２年を経過している場合、直近２期の決算書（事業開始後１年以上２年未満の場合は直近期）
診査書	2部 ［保、金］	商工会議所又は商工会が作成したもの。なお、製造業者の場合は、やまなし産業支援機構の作成したものも可 様式№3
見積書	2部 ［保、金］	
設計図・カタログ等	1部 ［保］	
証明書	1部 ［保］	建築基準法等により許認可を必要とする場合、関係官庁の発行したもの
承諾書	1部 ［保］	改装する店舗等が借家、借地の場合、所有者が作成したもの
許認可等の写し	1部 ［保］	許認可等の必要な業種の場合
納税証明書 （未納の税額のないことの証明書）	1部 ［保］	総合県税事務所長が発行したもの

○　運転資金

区　　分	部　　数	備　　考
借入申込書	3部 ［保、商、金］	様式№1
移住者であることの証明	3部 ［保、商、金］	公的な証明書類に限る 写しでも可
創業（事業）計画書	3部 ［保、商、金］	様式№11 相当する商工会・商工会議所の様式でも可
財務書類	3部 ［保、商、金］	事業開始後２年を経過している場合、直近２期の決算書（事業開始後１年以上２年未満の場合は直近期）
診査書	2部 ［保、金］	商工会議所又は商工会が作成したもの。なお、製造業者の場合は、やまなし産業支援機構の作成したものも可 様式№3
許認可等の写し	1部 ［保］	許認可等の必要な業種の場合

納税証明書 （未納の税額のないことの証明書）	１部 ［保］	総合県税事務所長が発行したもの

※　［　］内は、書類の保管機関であり、略号は、商は「商工会議所、商工会又はやまなし産業支援機構」、金は「金融機関」、保は「保証協会」である。

※　上記の提出書類のほか、必要によって県が指示する書類の提出が必要となる。

※　信用保証協会保証を必要とする場合、上記提出書類のほか、信用保証協会所定の書類の提出が必要となる。

６　その他

スタートアップ創出促進保証制度において、金融機関は次のとおり創業者に対する責務を全うし、保証協会へ報告するものとする。

⑴　金融機関は、創業者に対して、融資実行後、創業者が会社を設立して原則３年目及び５年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けるよう促し、創業者より「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」（以下「ガバナンスチェックシート」という。）の提出を受けるものとする。

⑵　金融機関は、創業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けた月の翌月以降に到来する４月又は１０月のいずれか早い月に、ガバナンスチェックシートの写しを信用保証協会に提出するものとする。

なお、金融機関が提出しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。

事 業 承 継 支 援 融 資

1　要綱別表１の融資対象関係

(1)　「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく知事の認定を受けたもの」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号。以下「中小企業経営承継円滑化法」という）第 12 条第１項による知事の認定を受けた中小企業者及びその代表者並びに他の中小企業者の経営を承継しようとする中小企業者及び個人をいう。

(2)　「事業承継・引継ぎ支援センター又は専門家の支援を受けて策定した事業承継計画を実行するもの」とは、山梨県事業承継・引継ぎ支援センターの支援又は中小企業診断士、税理士、公認会計士等の専門家の支援を受けて策定した事業承継計画を実行しようとするものをいう。

(3)　「合併、営業譲渡又は株式取得により事業資産及び経営権を承継するもの」とは、中小企業者が法令等に基づき合併や営業譲渡により事業資産を承継するもの、又は中小企業者が他社株式の取得等により事業を承継するものをいう。

2　要綱別表１の資金使途関係

使途区分	資　金　対　象
設 備 資 金 運 転 資 金	事業承継計画の実施に要する資金

3　提出書類

(1)　信用保証協会の保証を必要とする場合

○　設備資金

区　　分	部　　数	備　　考
借入申込書	３部 ［保、商、金］	様式№1
財務書類	３部 ［保、商、金］	直近２期の決算書
診査書	２部 ［保、金］	商工会議所又は商工会が作成したもの 様式№3
事業承継計画書	３部 ［保、商、金］	(融資対象(1)、(2)にかかるもの) 様式№42 (融資対象(3)にかかるもの) 様式№42-1
経営承継に係る認定書（写）	３部 ［保、商、金］	(融資対象(1)にかかるもの) 中小企業経営承継円滑化法第 12 条第１項の規定による知事の認定書の写し
事業承継計画証明書	３部 ［保、商、金］	(融資対象(2)にかかるもの) 事業承継計画書についての山梨県事業承継･引継ぎ支援センター又は専門家の証明 様式№43
合併契約書（写）等	３部 ［保、商、金］	(融資対象(3)にかかるもの) 合併等による事業承継の事実又は合意があることが確認できる書類の写し

見積書	2部 ［保、金］	
設計図・カタログ等	1部 ［保］	
証明書	1部 ［保］	建築基準法等により許認可を必要とする場合、関係官庁の発行したもの
承諾書	1部 ［保］	改装する店舗等が借家、借地の場合、所有者が作成したもの
許認可等の写し	1部 ［保］	許認可等の必要な業種の場合
納税証明書 （未納の税額のないことの証明書）	1部 ［保］	総合県税事務所長が発行したもの

○　運転資金

区　　分	部　　数	備　　考
借入申込書	3部 ［保、商、金］	様式№1
財務書類	3部 ［保、商、金］	直近2期の決算書
診査書	2部 ［保、金］	商工会議所又は商工会が作成したもの 様式№3
事業承継計画書	3部 ［保、商、金］	（融資対象(1)、(2)にかかるもの）様式№42 （融資対象(3)にかかるもの）様式№42-1
経営承継に係る認定書（写）	3部 ［保、商、金］	（融資対象(1)にかかるもの） 中小企業経営承継円滑化法第12条第1項の規定による知事の認定書の写し
事業承継計画証明書	3部 ［保、商、金］	（融資対象(2)にかかるもの） 事業承継計画書についての山梨県事業承継・引継ぎ支援センター又は専門家の証明 様式№43
合併契約書（写）等	3部 ［保、商、金］	（融資対象(3)にかかるもの） 合併等の事実又は合意があることが確認できる書類の写し
許認可等の写し	1部 ［保］	許認可等の必要な業種の場合
納税証明書 （未納の税額のないことの証明書）	1部 ［保］	総合県税事務所長が発行したもの

(2)　信用保証協会の保証を必要としない場合

(1)の表中の「保」（信用保証協会）を、「県」（産業振興課）と読み替えて提出すること。

※　［　］内は、書類の保管機関であり、略号は、「商」は「商工会議所又は商工会」、金は「金融機関」、保は「信用保証協会」である。

※　上記の提出書類のほか、必要によって県が指示する書類の提出が必要となる。

※　信用保証協会の保証を必要とする場合、上記提出書類のほか、信用保証協会所定の書類の提出が必要となる。

※　中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する特定非営利活動法人の場合、上記提出書類のほか、特定非営利活動促進法第 28 条に規定する書類（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所を記載した書面）の提出が必要となる。

4　その他

⑴　融資対象関係⑴については、信用保証協会の保証を必要とする場合、中小企業経営承継円滑化法に基づき知事の認定を受けた日の翌日から起算して１年を経過する日までに、信用保証協会に経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証又は経営承継借換関連保証の申込を行うものとする。

⑵　融資対象関係⑵については、信用保証協会の保証を必要とし、かつ、保証人を提供しない場合、事業承継特別保証（国の全国統一保証制度）の対象であり、信用保証協会に当該保証の申込みを行うものとする。

新 分 野 進 出 支 援 融 資

1　要綱別表１の融資対象関係

(1)　「他の業種に転換しようとするもの」とは、日本標準産業分類の小分類（３ケタ分類）に属する業種から他の業種に転換しようとするもの。

(2)　「品種転換しようとするもの」とは、新規需要に応ずるため、既存の設備の一部を廃して新設備を導入することにより、取扱品種を転換しようとするものをいう。

(3)　「経営を多角化しようとするもの」とは、現在行っている事業を継続しながら、新たな事業を実施しようとする等の事業の多角化を図ろうとするもの。

(4)　「営業譲受等により事業の拡大及び再構築を図ろうとするもの」とは、法令等に基づき合併や営業・事業用資産の譲り受け、他社株式の取得等により事業の再構築を図ろうとするものをいう。

(5)　要綱別表１の融資対象５で、別に定める要件を満たすものとは、以下のものをいう。

①　中小企業等経営強化法第 2 条第 15 項により特定補助金等の交付を受けた事業活動を行うもの

②　独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 15 条第 1 項第 6 号により助成を受けた新事業の開拓を行うもの

③　中小企業等経営強化法第 14 条第 3 項により経営革新計画の承認を受けて事業を行うもの

④　特許法等に基づく出願公告又は、設定登録を受けた技術等をもって事業を行うもの

⑤　技術水準の向上及び企業体質の強化を図ろうとするもの

ア　新技術・新製品の研究開発等を行うもの

イ　研究開発及びその成果に基づいて、企業化、商品化を行うもの

ウ　技術向上に資するための先進地（海外を含む。）研修を行うもの

エ　企業体質の強化を図るため、販路開拓（海外を含む。）を行うもの

2　要綱別表１の資金使途関係

使途区分	資　金　対　象
設 備 資 金	1　新たに進出する事業を行うために必要な施設及び備品 2　研究開発を行うために必要な施設及び備品 3　企業化、商品化を行うために必要な施設及び備品 4　アンテナショップのテナント料等 5　販路開拓等を行うために必要な施設及び備品
運 転 資 金	1　開店・開業のためにかかる経費（原材料・商品の購入経費等） 2　販路開拓のためにかかる経費（広告宣伝、市場調査、展示会等の経費及びアンテナショップを設置するための経費等） 3　新技術・新製品の試作経費（研究開発や企業化、商品化に必要な原材料等の購入経費） 4　新技術・新製品の開発経費（新技術・新製品を開発するために必要な特許権、実用新案登録、商標等の利用及びこれに基づく製品化のための経費） 5　人材養成経費（先進地視察経費、研究員等の資質を向上させるための経費）

※　但し、融資対象(4)に係る資金使途については、合併、営業・事業用資産の譲り受

け等に要する資金（土地取得金及び株式取得金を除く）を含む。

3　提出書類

(1)　信用保証協会の保証を必要とする場合

○　設備資金

区　　分	部　　数	備　　考
借入申込書	3部 ［保、商、金］	様式№1
財務書類	3部 ［保、商、金］	直近2期の決算書
診査書	2部 ［保、金］	(融資対象(1)～(4)にかかるもの) 商工会議所又は商工会が作成したもの 様式№3
事業計画書	3部 ［保、商、金］	(融資対象(1)～(4)にかかるもの) 様式№41
合併契約書（写）等	3部 ［保、商、金］	(融資対象(4)にかかるもの) 合併等の事実が確認できる書類の写し
意見書 (該当者のみ)	2部 ［保、金］	(融資対象(5)にかかるもの) 県の試験研究指導機関や中小企業団体中央会の意見書 様式№17
デザイン・ファッション、新技術・新製品開発計画書又は試作計画書	2部 ［保、金］	(融資対象(5)にかかるもの) 研修資金については研修計画書(様式任意)を添付すること 様式№18
見積書	2部 ［保、金］	
設計図・カタログ等	1部 ［保］	
証明書	1部 ［保］	建築基準法等により許認可を必要とする場合、関係官庁の発行したもの
承諾書	1部 ［保］	改装する店舗等が借家、借地の場合、所有者が作成したもの
許認可等の写し	1部 ［保］	許認可等の必要な業種の場合
納税証明書 (未納の税額のないことの証明書)	1部 ［保］	総合県税事務所長が発行したもの

○　運転資金

区　　分	部　　数	備　　考
借入申込書	3部 ［保、商、金］	様式№1

財務書類	３部 ［保、商、金］	直近２期の決算書
診査書	２部 ［保、金］	（融資対象(1)～(4)にかかるもの） 商工会議所又は商工会が作成したもの 様式№3
事業計画書	３部 ［保、商、金］	（融資対象(1)～(4)にかかるもの） 様式№41
合併契約書（写）等	３部 ［保、商、金］	（融資対象(4)にかかるもの） 合併等の事実が確認できる書類の写し
意見書 （該当者のみ）	２部 ［保、金］	（融資対象(5)にかかるもの） 県の試験研究指導機関や中小企業団体中央会の意見書 様式№17
デザイン・ファッション、新技術・新製品開発計画書又は試作計画書	２部 ［保、金］	（融資対象(5)にかかるもの） 研修資金については研修計画書（様式任意）を添付すること 様式№18
運転資金使途明細書	２部 ［保、金］	
許認可等の写し	１部 ［保］	許認可等の必要な業種の場合
納税証明書 （未納の税額のないことの証明書）	１部 ［保］	総合県税事務所長が発行したもの

(2)　信用保証協会の保証を必要としない場合

(1)の表中の「保」（信用保証協会）を、「県」（産業振興課）と読み替えて提出すること。

※　［　］内は、書類の保管機関であり、略号は、「商」は「商工会議所又は商工会」、金は「金融機関」、保は「信用保証協会」である。

※　上記の提出書類のほか、必要によって県が指示する書類の提出が必要となる。

※　信用保証協会の保証を必要とする場合、上記提出書類のほか、信用保証協会所定の書類の提出が必要となる。

※　中小企業信用保険法第２条第１項第６号に規定する特定非営利活動法人の場合、上記提出書類のほか、特定非営利活動促進法第28条に規定する書類（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面）の提出が必要となる。

海 外 展 開 支 援 融 資

1　要綱別表１の資金使途関係

使途区分	資 金 対 象
設備資金 運転資金	海外直接投資の事業に要する資金であり、次の各号に定めるものとする。 (1) 当該中小企業者の出資割合が 100 分の 10 以上となる場合における外国法人の発行にかかる株式、又は出資の持分の取得に要する資金。 (2) 当該中小企業者の出資割合が 100 分の 10 以上である外国法人の発行にかかる証券等の取得、又はこれらの法人に対する金銭の貸付に要する資金。 但し、(1)・(2) についてはその者とその者の 100%出資の子会社の出資割合を合計して 100 分の 10 以上となる場合を含む。 (3) 当該中小企業者と次に掲げる永続的な関係がある外国法人の発行に係る証券等の取得、又はこれらの法人に対する金銭の貸付に要する資金。 ①役員の派遣 ②長期にわたる原材料の供給又は製品の売買 ③重要な製造技術の提供 (4) 外国における支店・工場その他の営業所の設置又は拡張に要する資金。 (5) 海外直接投資の事業の実施に必要な従業員教育の費用に充てるための資金。 (6) 海外直接投資の事業の実施に必要な調査の費用に充てるための資金。

2　提出書類

(1)　信用保証協会の保証を必要とする場合

○　設備資金

区　　分	部　　数	備　　考
借入申込書	３部 ［保、商、金］	様式№1
財務書類	３部 ［保、商、金］	直近２期の決算書
診査書	２部 ［保、金］	商工会議所又は商工会が作成したもの 様式№3
海外投資計画書	３部 ［保、商、金］	保証協会の様式による
確認書	３部 ［保、商、金］	様式№45
見積書	２部	

	［保、金］	
設計図・カタログ等	１部 ［保］	
証明書	１部 ［保］	建築基準法等により許認可を必要とする場合、関係官庁の発行したもの
承諾書	１部 ［保］	改装する店舗等が借家、借地の場合、所有者が作成したもの
許認可等の写し	１部 ［保］	許認可等の必要な業種の場合
納税証明書 （未納の税額のないことの証明書）	１部 ［保］	総合県税事務所長が発行したもの

○　運転資金

区　　分	部　　数	備　　考
借入申込書	３部 ［保、商、金］	様式№1
財務書類	３部 ［保、商、金］	直近２期の決算書
診査書	２部 ［保、金］	商工会議所又は商工会が作成したもの 様式№3
海外投資計画書	３部 ［保、商、金］	保証協会の様式による
確認書	３部 ［保、商、金］	様式№45
運転資金使途明細書	２部 ［保、金］	
許認可等の写し	１部 ［保］	許認可等の必要な業種の場合
納税証明書 （未納の税額のないことの証明書）	１部 ［保］	総合県税事務所長が発行したもの

(2)　信用保証協会の保証を必要としない場合

(1)の表中の「保」（信用保証協会）を、「県」（産業振興課）と読み替えて提出すること。

※　［　］内は、書類の保管機関であり、略号は、「商」は「商工会議所又は商工会」、金は「金融機関」、保は「信用保証協会」である。

※　上記の提出書類のほか、必要によって県が指示する書類の提出が必要となる。

※　信用保証協会の保証を必要とする場合、上記提出書類のほか、信用保証協会所定の書類の提出が必要となる。

※　中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する特定非営利活動法人の場合、上記提出書類のほか、特定非営利活動促進法第 28 条に規定する書類（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏

名及び住所を記載した書面）の提出が必要となる。

3　対象保証制度

(1)　本融資は、海外投資関係保証制度（国の全国統一保証制度）の対象である。

成 長 や ま な し 応 援 融 資

1　要綱別表１の融資対象関係

要綱別表１の融資対象で「別に定める要件」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 52 条に基づく「先端設備等導入計画」の認定を受けてから３年以内であるもの

(2) 事業継続計画（BCP）を作成又は見直し、その内容が事業継続のための取組として適切なものであることについて、山梨県中小企業団体中央会の確認を受けてから３年以内であるもの

(3) 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 56 条第１項に基づく「事業継続力強化計画」又は同法第 58 条第１項に基づく「連携事業継続力強化計画」の認定を受けてから３年以内であるもの

(4) 「豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度」の認証（アドバンス認証又はプレミアム認証）を受けてから３年以内であるもの

(5) YAMANASHI ワーキングスタイルアワードを受賞してから３年以内であるもの

(6) 「やまなし人口減少危機突破共同宣言」賛同事業者登録から３年以内であるもの

(7) 「やまなし共育未来宣言」への参加から３年以内であるもの

(8) 「山梨えるみん」の認定を受けてから３年以内であるもの

(9) 山梨県男女共同参画推進事業者等表彰を受けてから３年以内であるもの

(10) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条に基づく「くるみん」の認定を受けてから３年以内であるもの

(11) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第９条に基づく「えるぼし」の認定を受けてから３年以内であるもの

(12) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条に基づく「ユースエール認定企業」の認定を受けてから３年以内であるもの

(13) 障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の認定を受けてから３年以内であるもの

(14) 山梨県障害者雇用優良事業所等表彰を受けてから３年以内であるもの

(15) 「やまなし健康経営優良企業」の認定を受けてから３年以内であるもの

(16) 経済産業省が所管する「健康経営優良法人」の認定を受けてから３年以内であるもの

(17) 厚生労働省が所管する「安全衛生優良企業」の認定を受けてから３年以内であるもの

(18) 山梨県内の市町村が所管する「消防団協力事業所」の認定を受けてから２年以内であるもの

(19) 次に掲げる分野に関係する事業を営むもの

① 水素・燃料電池関連産業

② 地域資源や「やまなしブランド」を活用する製造業、商業・サービス産業（観光産業振興融資の対象となるものを除く）

③ 山梨県産の農林水産物を活用した製品の製造・加工・販売関連産業

④ クリーンエネルギー関連産業

(20) 山梨県産業政策部スタートアップ・経営支援課が所管するやまなしトライアル発注商品等認定制度の認定を受けてから３年以内であるもの

(21) 「やまなしＳＤＧｓ登録制度」の登録から３年以内であるもの

２　要綱別表１の資金使途関係

使途区分	「１　要綱別表１の融資対象関係」の区分	資　金　対　象
設備資金	(1)	認定された計画の実施に要する資金
	(2)、(3)	確認又は認定を受けた計画にかかるものに要する資金
	(4)～(18)、(21)	事業運営に必要な資金
	(19)	(19)の①～④に掲げる分野にかかる事業の実施に要する資金
	(20)	認定された商品等にかかるものに要する資金
運転資金	(1)～(18)、(20)、(21)	事業運営に必要な資金
	(19)	(19)の①～④に掲げる分野にかかる事業の実施に必要な資金

３　提出書類

(1)　信用保証協会の保証を必要とする場合

○設備資金

区　　分	部　　数	備　　考
借入申込書	３部 ［保、商、金］	様式№1
財務書類	３部 ［保、商、金］	直近２期の決算書
診査書	２部 ［保、金］	（融資対象(19)にかかるもの） 商工会議所又は商工会が作成したもの 様式№3
事業計画書	２部 ［保、金］	（融資対象(1)～(3)にかかるもの） 認定、採択又は確認を受ける際に作成したもの
認定書等の写し	１部 ［保］	融資対象の要件に該当することが確認できる書類の写し（融資対象(19)にかかるものである場合を除く）
見積書	２部 ［保、金］	
設計図・カタログ等	１部 ［保］	
承諾書	１部 ［保］	改装する店舗等が借家、借地の場合、所有者が作成したもの
許認可等の写し	１部 ［保］	許認可等の必要な業種の場合
納税証明書 （未納の税額のないことの証明書）	１部 ［保］	総合県税事務所長が発行したもの

○運転資金

区　　分	部　　数	備　　考
借入申込書	３部 ［保、商、金］	様式№1
財務書類	３部 ［保、商、金］	直近２期の決算書
診査書	２部 ［保、金］	（融資対象(19)にかかるもの） 商工会議所又は商工会が作成したもの 様式№3
事業計画書	２部 ［保、金］	（融資対象(1)～(3)にかかるもの） 認定、採択又は確認を受ける際に作成したもの
認定書等の写し	１部 ［保］	融資対象の要件に該当することが確認できる書類の写し（融資対象(19)にかかるものである場合を除く）
許認可等の写し	１部 ［保］	許認可等の必要な業種の場合
納税証明書 （未納の税額のないことの証明書）	１部 ［保］	総合県税事務所長が発行したもの

(2)　信用保証協会の保証を必要としない場合

(1)の表中の「保」（信用保証協会）を、「県」（産業振興課）に読み替えて提出すること。

※　［　］内は、書類の保管機関であり、略号は、商は「商工会議所又は商工会」、金は「金融機関」、保は「信用保証協会」である。

※　上記提出書類のほか、必要によって県が指示する書類の提出が必要となる。

※　信用保証協会の保証を必要とする場合、上記提出書類のほか、信用保証協会所定の書類の提出が必要となる。

※　中小企業信用保険法第２条第１項第６項に規定する特定非営利活動法人の場合、上記提出書類のほか、特定非営利活動促進法第28条に規定する書類（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面）の提出が必要となる。

（賃上げ特例枠）

1　要綱別表１の融資対象関係

要綱別表１の融資対象で「別に定める要件」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

(1)　「豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度」のプレミアム認証を取得しているもの

(2)　直近２期の対前年雇用者給与等支給額の平均が 2.5%以上増加しているもの

(3)　生産性の向上等を通じて、今後も持続的かつ安定的な賃上げに取り組むことを宣誓するもの

2　要綱別表１の資金使途関係

使途区分	資　金　対　象
設備資金 運転資金	事業運営に必要な資金

3　融資の取扱期間

令和１３年3月３１日貸付実行分までとする。

4　提出書類

(1)　信用保証協会の保証を必要とする場合

○設備資金

区　　分	部　　数	備　　考
借入申込書	２部 ［保、金］	様式№1
財務書類	２部 ［保、金］	直近３期の決算書 労務費・人件費の詳細が分かる資料（必要な場合）
賃上げ報告書	２部 ［保、金］	様式No. 44
認証書の写し	２部 ［保、金］	「豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度」のプレミアム認証書
見積書	２部 ［保、金］	
設計図・カタログ等	１部 ［保］	
承諾書	１部 ［保］	改装する店舗等が借家、借地の場合、所有者が作成したもの
許認可等の写し	１部 ［保］	許認可等の必要な業種の場合
納税証明書 （未納の税額のないことの証明書）	１部 ［保］	総合県税事務所長が発行したもの

○運転資金

区　　分	部　　数	備　　考
借入申込書	２部 ［保、金］	様式№1
財務書類	２部 ［保、金］	直近３期の決算書 労務費・人件費の詳細が分かる資料（必要な場合）
賃上げ報告書	２部 ［保、金］	様式No. 44
認証書の写し	２部 ［保、金］	「豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度」のプレミアム認証書
許認可等の写し	１部 ［保］	許認可等の必要な業種の場合
納税証明書 （未納の税額のないことの証明書）	１部 ［保］	総合県税事務所長が発行したもの

(2)　信用保証協会の保証を必要としない場合

(1)の表中の「保」（信用保証協会）を、「県」（産業振興課）に読み替えて提出すること。

※　［　］内は、書類の保管機関であり、略号は、金は「金融機関」、保は「信用保証協会」である。

※　上記提出書類のほか、必要によって県が指示する書類の提出が必要となる。

※　信用保証協会の保証を必要とする場合、上記提出書類のほか、信用保証協会所定の書類の提出が必要となる。

※　中小企業信用保険法第２条第１項第６項に規定する特定非営利活動法人の場合、上記提出書類のほか、特定非営利活動促進法第28条に規定する書類（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面）の提出が必要となる。

企 業 立 地 促 進 融 資

1　要綱別表１の融資対象関係

(1)要綱別表１の融資対象で「工業団地等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

① 工場立地法に基づく工場適地

② 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく産業導入地区

③ 国・地方公共団体（これらが出資又は出損している関係機関を含む。）によって造成された工業団地

④ 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律に規定する特定事業の集積を促進する措置を講じようとする地域

⑤ 県の地区拠点工業団地として指定された工業団地

(2)要綱別表１の「別に定める要件」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

① 本社（一部機能を含む）を山梨県内へ移転しようとするもの

② 支社・営業所等を山梨県内へ移転又は設立しようとするもの

2　要綱別表１の資金使途関係

使途区分	資　金　対　象
設備資金	企業立地に要する資金（土地取得資金を含む）。ただし、資金使途が土地取得資金の場合は、融資実行後２年以内に施設の整備を完了することを要す。

3　提出書類

(1)　信用保証協会の保証を必要とする場合

区分	部数	備考
借入申込書	３部 ［保、商、金］	様式№1
財務書類	３部 ［保、商、金］	直近の決算書
診査書	２部 ［保、金］	商工会議所又は商工会が作成したもの 様式№3
事業計画書	３部 ［保、商、金］	様式№10
見積書	２部 ［保、金］	
設計図・カタログ等	１部 ［保］	
証明書	１部 ［保］	建築基準法等により許認可を必要とする場合、関係官庁の発行したもの
承諾書	１部 ［保］	改装する店舗等が借家、借地の場合、所有者が作成したもの
許認可等の写し	１部	許認可等が必要な業種の場合

	［保］	
納税証明書 （未納の税額がないことの証明書）	1部 ［保］	総合県税事務所長が発行したもの

(2) 信用保証協会の保証を必要としない場合

(1)の表中の「保」（信用保証協会）を、「県」（産業振興課）と読み替えて提出すること。

※　［　］内は、書類の保管機関であり、略号は、商は「商工会議所又は商工会」、金は「金融機関」、保は「信用保証協会」である。

※　上記提出書類のほか、必要によって県が指示する書類の提出が必要となる。

※　信用保証協会の保証を必要とする場合、上記提出書類のほか、信用保証協会所定の書類の提出が必要となる。

※　中小企業信用保険法第2条第1項第6号に規定する特定非営利活動法人の場合、上記提出書類のほか、特定非営利活動促進法第28条に規定する書類（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面）の提出が必要となる。

附　則

この要領の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

附　則

この要領の一部改正は、平成27年7月27日から施行する。

附　則

この要領の一部改正は、平成27年11月6日から施行する。

附　則

この要領の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

附　則

この要領の一部改正は、平成28年7月1日から施行する。

附　則

この要領の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附　則

この要領の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

附　則

この要領の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

この要領の一部改正は、令和元年7月10日から施行する。

附　則

この要領の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

附　則

この要領の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

附　則

この要領の一部改正は、令和３年８月３日から施行する。

附　　則

この要領の一部改正は、令和４年９月８日から施行する。

附　　則

この要領の一部改正は、令和５年４月１日から施行する。

附　　則

この要領の一部改正は、令和５年10月31日から施行する。

附　　則

この要領の一部改正は、令和６年４月１日から施行する。

附　　則

この要領の一部改正は、令和６年12月１日から施行する。

附　　則

この要領の一部改正は、令和７年12月19日から施行する。

附　　則

この要領の一部改正は、令和８年２月１日から施行する。

附　　則

この要領の一部改正は、令和８年３月９日から施行する。

附　　則

この要領の一部改正は、令和８年11月２日から施行する。